

## ■公正競争規約■

公正競争規約とは、景品表示法第11条の規程により事業者または、事業者団体が消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、景品または表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

公正競争規約は参加事業者の約束ごとであり、なにが良くてなにが悪いかが具体的に明文化され、業界のガイドラインとなるものです。正競争規約は消費者庁長官及び公正取引委員会によって認定されたものですから、これを守っていれば景品表示法違反で問題にされることはありません。

また他の関係法令に関する事項もとり入れているので、それらのことについても違反防止に役立てることができます。

観光土産品の公正競争規約は、観光客が土産品を購入する時に正しい商品選択ができるように、また業界の公正な競争秩序を確保することを目的として設定したものです。

## ■観光土産品の公正競争規約

観光土産業界の自主ルールである公正規約ができたのは昭和41年にさかのぼりますが、その当時の観光土産品の最大の問題点は、あげ底、がく縁などといった過大包装でした。

規約ができたのに伴い、相次いで各都道府県に地方あるいは地区協議会が設立され、それぞれの地域において試買検査、認定審査、店頭指導を柱に規約にそった事業を実施。また企業も積極的に規約の遵守に努力し、昭和50年代、60年代に進むにつれて過大包装の面はもとより、観光土産品の表示は大きく改善されました。

## 「観光土産品の表示に関する公正競争規約」のポイント

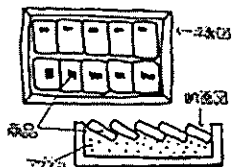
### 規約第3条

必要表示事項	記載例	備考
名称（品名）	洋菓子	社会通念上の食品名を記載する（菓子、羊かん、珍味、乾麺など）
原材料名 （食品添加物を含む）	白桃、鶏卵、精糖、小麦粉、植物性油脂、乳化剤、膨張剤、香料、着色料（カロチノイド、赤106）	内容量の多い順から記載し、そのあとに食品添加物を記載するのが一般的。食品添加物は食品衛生法で表示が義務づけられている。
内容量	10個（または30g×10個）	重量または個数を記載。重量は計量法の規定によりグラムまたはキログラムの単位で。この場合、容器、包装の重量は含まない。
消費期限または賞味期限	平成7年10月1日 または 7.10.1 1995.10.1 95.10.1 071001 951001	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質が急激に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品（5日程度以内）には消費期限を年月日で表示する。</li> <li>品質が保たれるのが3月以内の食品には賞味期限を年月日で表示する。品質が保たれるのが3月を超える食品については賞味期限を年月で表示してもよい。</li> <li>「消費期限」または「賞味期限」が一括表示の中で表示できないときは、「消費期限」または「賞味期限」の欄に記載箇所を表示することによって他の場所に表示することができる。</li> </ul>
保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください	<ul style="list-style-type: none"> <li>常温で保存する場合は、常温で保存する旨を省略することができる。</li> <li>商品によっては「取扱上の注意」の記載が望まれる。（例）「開封後は、冷蔵保存（0℃～10℃）し、お早にお召し上がりください」</li> <li>PL法に関連して、保存方法、取扱上の注意の記載は大切である</li> </ul>
事業者の氏名または名称 及び住所または所在地	製造者（株）〇〇〇〇 神奈川県〇〇郡〇〇町1-2-3	原則として製造所の住所を表示する。製造者の氏名と製造者が法人の場合には法人の名称のことである。
	-例外的な表示方法- 製造者（株）〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町2-3-4KSK	例外的な表示方法その1 製造所在地のかわりに、製造者の住所を表示する方法。この場合には、消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号を表示する。
	-例外的な表示方法- 販売者（発売元） 〇〇〇〇（株） 千葉県〇〇市〇〇町4-5-6 OE	例外的な表示方法その2 販売者の住所、氏名をもって表示する方法。製造所在地、製造者の氏名のかわりに販売者の住所、販売者の氏名をもって表示する場合には、販売者である旨を記載し、消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号を表示する。

## 規約第4条（過大な包装の禁止）

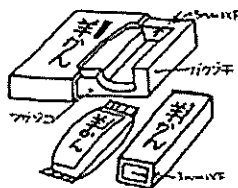
### アゲゾコ

内容物の保護または品質保全の限度をこえて、外見から容易に判明することができないように、容器の底をあげること。



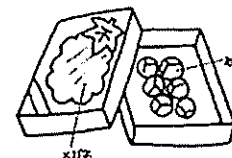
### ガクブチ

内容物の保護または品質保全の限度をこえて、外見から判明することができないように、額縁状の広い巾の縁取りをほどこすこと。



### メガネ

容器または外装に切り抜きをし、中が見える部分のみ内容物を入れて、全体に入っているかのようにみせかけること。



### アンコ

内容物の保護または品質保全の限度をこえて、容器の底または個々の内容物の間に紙片、木毛など（アンコ）を詰めること。



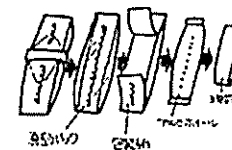
### コムソウ

内容物の保護または品質保全の限度をこえて、容器のふたを大きくすること。



### 十二単衣（ひとえ）

内容物の保護または品質保全の限度をこえて、内装を重ねること。

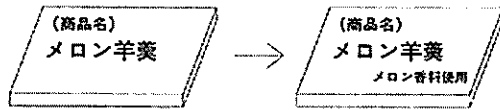


## 規約第5条（特定事項の表示基準）

これは観光土産品の規約だけに設けられているものではなく、他の食品の規約にはほとんど設けられています。観光土産品についての基準は次のとおりです。栗、たい、かに、松茸など特定の原材料を使用している場合でなければ、商品名、写真、絵、説明文などにその原材料の表示はできません。しかし、次のような場合は表示することができます。

### ■例外事項（1）

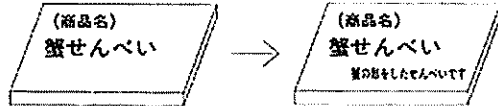
その原材料の香料を使用しているものについて、香料を使用している旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は8ポイント）以上の文字で表示する場合。



※同一視野14ポイント以上（表示面積が小さい場合は8ポイント）

### ■例外事項（2）

形態を商品名としたものについて、その旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は8ポイント）以上の文字で表示する場合。



※同一視野14ポイント以上（表示面積が小さい場合は8ポイント）

### ■例外事項（3）

1. 地名、名物などから商品名をつけているものについては、それが特定の原材料を表すもの場合には、当該原材料を使用していない旨を商品名と同一視野に入る場所に14ポイント（表示面積が小さい場合は8ポイント）以上の文字で表示した場合。
2. 写真、絵、説明文などで特定の原材料を使用している旨を強調して表示する場合には、その含有量を表示しなければなりません。
  - ・全重量の〇〇%使用
  - ・〇〇の果肉〇〇%使用
  - ・〇〇グラム使用
3. 地名を付した「名産」「特産」「名物」などの表示は、その地域で生産された原材料を使用している場合、またはその地域において製造した場合のいずれかの条件を満たすものでなければなりません。

なお、実際に即した詳細な判別基準などは、地方協議会で具体化を図ることができます。

## 規約第7条（不当表示の禁止）

不当表示とは、消費者に商品などの品質、価格などについて誤認を与える虚偽もしくは誇大な表示をいいます。つまり「うそ」や「ごまかし」はもちろんのこと、「事実を誤解させるような紛らわしい表示」なども不当表示となります。このたびの改正では、著しく優良または有利であると消費者に誤認されるおそれのある表示（優良または有利誤認）が他の業種の規約と同様に具体化されています。不当表示の禁止は14項目にわたって規定（別掲）されていますが、その主なものは次のとおりです。

1. 「かに身」と「合わせみそ」で作られているものに、「かにみそ」の名称をつけること。原材料として100%岩海苔を使用していないのに、「岩のり」の名称をつけることなど、当該商品でないものを当該商品であると誤認されるおそれのある表示。
2. 「栗」を使用していない羊かんに、「栗羊かん」の名称を付したり、「茶」を使用していないそばに「茶そば」の名称を付したりして、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。
3. 「手焼き」・「炭焼き」・「手打ち」でないものを「手焼き」「炭焼き」「手打ち」と表示して、実際のものまたは、競争業者のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。
4. 特定の成分または原材料が多いことまたは少ないことを強調して、あるいは「天然」「自然」「純」「生」「フレッシュ」などの表示を用いて、実際のものまたは競争業者のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。
5. 客観的な基準・全国協議会の定める基準によらないで、「特上」「特選」「極上」「超」「最高級」などの表示を用いて、当該商品が優良であると誤認されるおそれがある表示。
6. いわゆる「あげ底」「がく緑」などの過大包装を用いることにより、内容量について誤認されるおそれがある表示。
7. 別の商品または別の事業について受けた「賞」「推奨」等をその商品についてうけたものであるかのような表示。